

くす了就くたのまふ了、近一軒から私達は決して労力の比例による労賃の算出を迫るものも好まざるよし、入社之初より、會社の事業の發展と收入の増強には何人にも劣らざる喜びを感じたるものもあり、是よりながら今後職士んとすれば斯うした業務の日に出休者にして出勤を命ぜられたる者に限り、労日の懸賞として五割増を支給せられぬに否かと特珠日左の如し

大晦日 元 日 二 日 三 日 四 日 五 日

大祭日 祝 日 花期間 由 一 市 中會社

七月十五日 七月十六日

以上の日非公休出勤に限り五割増のこと

五、除隊者慰勵の件

嘆願理由

従来未若年者に於ては會社の現業員となり及至年達轉手にして徴兵通令となり入営するに際しては其の時限り會社とは全然存続の關係を以て有らざる切り有るは此の立場に置かれれば存続の當然し入営後とも會社との存続關係を維持せしめよとの謂には冰さる兵軍人としての軍役は國家國民としての大義務の一つなり又吾等國民が安んずるを得ることと兵隊には軍隊としての尊厳の爲ることの或大さがあるが故にあり、

此の國民の義務の遂行故に失職することはありにても不都合であると言はなければならぬ會社に於ては、是は今後兵軍役召集者に限り除隊後左の如き方法によつて再び會社との存続關係を再絶せしめられんことを切に願ふものあり、

実行方法左の如し

現役除隊 一般兵役召集の時

除隊後一月以内に出社可能

左の割合によつて採用せられん